

新旧対照表

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成22年2月12日財関第142号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">第18節 減免戻し税等明細書の提出</p> <p>（減免戻し税等明細書情報の登録）</p> <p>18-1 輸入申告を行う者及びその代理人である通関業者（以下この節において「通関業者等」という。）が、減免戻し税等明細書情報をシステムに登録して当該申告において使用しようとする場合には、「減免戻し税等明細書登録」業務を利用して必要事項を入力し、登録することにより行うことを求めるものとする。</p> <p>なお、「減免戻し税等明細書登録」業務により、通関業者等へ「減免戻し税等明細書番号」が払い出されることから、当該明細書番号を「輸入申告事項登録」業務等における「輸入承認証番号等」欄に入力するものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第18節 減免戻し税等明細書の提出</p> <p>（減免戻し税等明細書情報の登録）</p> <p>18-1 輸入申告を行う者及びその代理人である通関業者（以下この節において「通関業者等」という。）が、減免戻し税等明細書情報をシステムに登録して当該申告において使用しようとする場合には、「減免戻し税等明細書登録」業務を利用して必要事項を入力し、登録することにより行うことを求めるものとする。</p> <p>なお、「減免戻し税等明細書登録」業務により、通関業者等へ「減免戻し税等明細書番号」が払い出されることから、当該明細書番号を「輸入申告事項登録」業務等における「輸入承認証番号等」欄に入力するものとする。</p>